

その他生活のこと

1 生活保護

生活保護は、家計を支えていた人が病気や失業で収入がなくなったり、働いていても収入が少なく生活が維持できないときなどに、その家庭の状況に応じて、必要な保護を行って最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための制度です。

厚生労働大臣の定める保護基準に基づいた最低生活費よりも世帯の収入が少ない場合、その不足分が支給されます。

生活保護には、生活・住宅・教育・医療など8種類の扶助があり、世帯の状況に応じて必要な扶助が行われます。

申請・問合せ

- 福祉事務所 生活支援課 電話 21-3285
- 福祉事務所 湯川福祉課 電話 57-6170
- 福祉事務所 亀田福祉課 電話 45-5483

2 生活困窮者自立支援制度

函館市内在住で経済的に困窮し、今後の生活に不安を感じている方の相談をお受けしています。

① 自立相談支援事業

支援員が相談内容に基づき、相談者が抱える課題等を整理しながら、具体的な支援プランを作成し、就労支援や各種制度の活用についてアドバイスを行います。

② 住居確保給付金

離職などにより住居を失った、または失うおそれがある方に、住居を整えた上で安定した仕事に就くことができるよう、一定期間、家賃相当額を支給します。

③ 中学生学習支援等事業

生活困窮者世帯の中学生の学力向上を図るとともに社会性や協調性を育み、将来的な自立の一助となることを目的に学習の場の提供、学習の支援および教育相談等を行います。

④ 就労準備支援事業

複合的な課題があり、就労に向けた準備が整っていない方に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を行います。

申請・問合せ

- 保健福祉部地域包括ケア推進課 電話 21-3089 (自立相談支援担当)

3 公 営 住 宅

住宅に困っている方のために、収入に応じた家賃で抽選により入居できる公営住宅（市営・道営）があります。

市営住宅については、母子世帯・父子世帯をはじめ、低所得者、障がい者、高齢者世帯、中学校修了前児童を扶養している世帯などが審査により入居できる特定目的住宅があります。

★募集および申込時期については、「市政はこたて」等を通してお知らせします。

申込み・問合せ

■一般財団法人函館市住宅都市施設公社

所在地 函館市美原1丁目26番8号（亀田支所2階） 電話 40-3602, 40-3603

4 子育て世帯への家賃補助

新たに街なかの対象地区（西部地区および中央部地区の51町）に転入した中学校卒業前の子どもがいる子育て世帯に対し、家賃の一部を補助します。（上限1万5千円）

- ・世帯要件 対象地区外に1年以上居住し、対象地区内に転居して1年以内
世帯所得が月額31万3千円以下
- ※その他の要件はお問合せください。

申込み・問合せ

■函館市 都市建設部 住宅課 電話 21-3385

5 ひとり親家庭等奉仕員派遣事業

疾病等の理由により一時的に生活援助等のサービスが必要な場合などに、その生活を支援する者（奉仕員）を派遣する制度です。

食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、買い物などの援助を行っております。

- ・利用時間帯 午前8時～午後6時（原則）
- ・1回の利用は2時間以内（利用料金は1時間単位）となります。
- ・料金（1時間あたり）

生活保護世帯	無料
市民税非課税世帯	無料
児童扶養手当支給水準世帯	150円
その他の世帯	300円

申込み・問合せ

■社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

所在地 函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター3階

電話 23-2274 F A X 23-2225

6 ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

学習支援員等が、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の子どもに対し、学習習慣と基本的な生活習慣の習得支援を行うとともに、ひとり親等（保護者等）に対しては、生活に関する悩み相談や助言、指導等を行い、生活の向上を図ります。

問合せ

■子ども未来部子育て支援課 電話 21-3905